

学校いじめ防止基本方針 NO.1

第一部 いじめ防止の基本的な方針

I 松代高校のいじめ防止対策が目指すもの	…	1
II いじめ防止対策に関する基本的な考え方	…	1
1 いじめとは		
① いじめの定義	…	1
② いじめの構造	…	2
③ いじめの態様	…	2
④ いじめ防止対策の基本認識	…	2
2 未然防止		
① 教職員の基本姿勢	…	3
② いじめに向かわない生徒を育てる	…	3
③ 保護者との信頼関係	…	4
3 早期発見		
① 教職員のいじめに気づく力を高める	…	5
② いじめは見えにくい	…	5
③ 早期発見の手立て	…	6
4 早期対応（いじめが起きた時の対応）		
① いじめが起きた時の基本的な流れ	…	7
② いじめを発見した時の注意点	…	8
③ いじめが起きた時の被害生徒保護者への対応	…	9
④ いじめが起きた時の加害生徒保護者への対応	…	10
⑤ いじめが起きた時の具体的な指導・支援のまとめ	…	11
⑥ いじめが解消したあとの必要な対応	…	12
⑦ いじめ再発防止について	…	12

参考資料

文科省「いじめ防止対策推進法及びいじめ防止基本方針について」 国研リーフレット「いじめのない学校づくり」
「いじめ未然防止Ⅰ」「いじめ未然防止Ⅱ」 兵庫県教委「いじめ対応マニュアル」
和歌山県教委「いじめ問題対応マニュアル」 鹿児島県教委「いじめ対策必携」
山口県教委「問題行動対応マニュアル」 月間生徒指導2008 その他

学校いじめ防止基本方針 NO.2

第二部 いじめ防止のための行動計画

I いじめ防止のための組織

1 名称	...	13
2 構成員	...	13
3 役割		13
① 日常的な活動	...	13
② いじめ発生時の活動	...	13
③ いじめ解消後の活動	...	13

II 令和6年度いじめ防止のための取り組み

1 未然防止及び早期発見のための指導計画		
① いじめ未然防止の取り組み	...	14
② いじめ早期発見の取り組み	...	15
③ 令和6年度年間指導計画	...	別紙1
④ いじめチェックリスト	...	別紙6
2 いじめが起きた時の対応		
① 令和6年度指導体制図	...	別紙2
② いじめが起きた時の対応	...	別紙2
③ いじめ聞き取りシート	...	別紙7
④ いじめ加害者への指導方法	...	別紙8
3 ネット上いじめへの対応		
① ネットいじめにはどのようなものがあるか	...	17
② ネットいじめの特徴	...	18
③ ネット上いじめへの対応	...	18
④ 削除依頼について	...	18
4 関係機関と連携した取り組み		
① 連携が必要な場合	...	19
② 連携上の注意点	...	20
5 重大事態発生時の対応		
① 重大事態とは	...	21
② 重大事態への対応	...	21
6 その他の留意事項	...	21

第一部 いじめ防止の基本的な方針

I 松代高校のいじめ防止対策の目指すもの

いじめは犯罪である。人間の尊厳をずたずたに踏みにじり、心に一生消えない深刻な傷を負わせる。人間への信頼感・自分への信頼感を喪失させ、限りない人間不信・自己不信を植え付け、いじめられた人間の未来への希望を奪う行為であり、絶対に許されない人権侵害である。

本校では、以前より『いじめ・暴力は絶対に許さない』を生徒指導の基本方針として、生徒・保護者に周知徹底し、指導に取り組んできた。しかし、それでもいじめの芽は常に存在し、近年の情報技術の発展によりインターネットへの動画投稿など、新たないじめ問題が発生し、いじめはますます複雑化・潜在化している。

いじめ問題は生徒指導上の喫緊の課題であり、改めてすべての教職員がいじめ問題について十分に理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。本校では、中・長期的目標として、『「いじめ・体罰」は「しない・させない・許さない」態度で臨み、全力でその防止に努める』と掲げ、ダメなものはダメという学校の姿勢を貫いていく。本校生徒は、卒業後すぐに就職する者も多く、地域を支える社会人としての活躍を期待されている。個性豊かな良識のある生徒を育て社会に送り出すことが本校の重要な使命であり、そのためにも、生徒たちの善悪の価値基準を高めていくことが大切であり、この「学校いじめ防止基本方針」に基づき、積極的にいじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組んでいく。

II いじめ防止対策に関する基本的な考え方

1. いじめとは

①いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえ、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

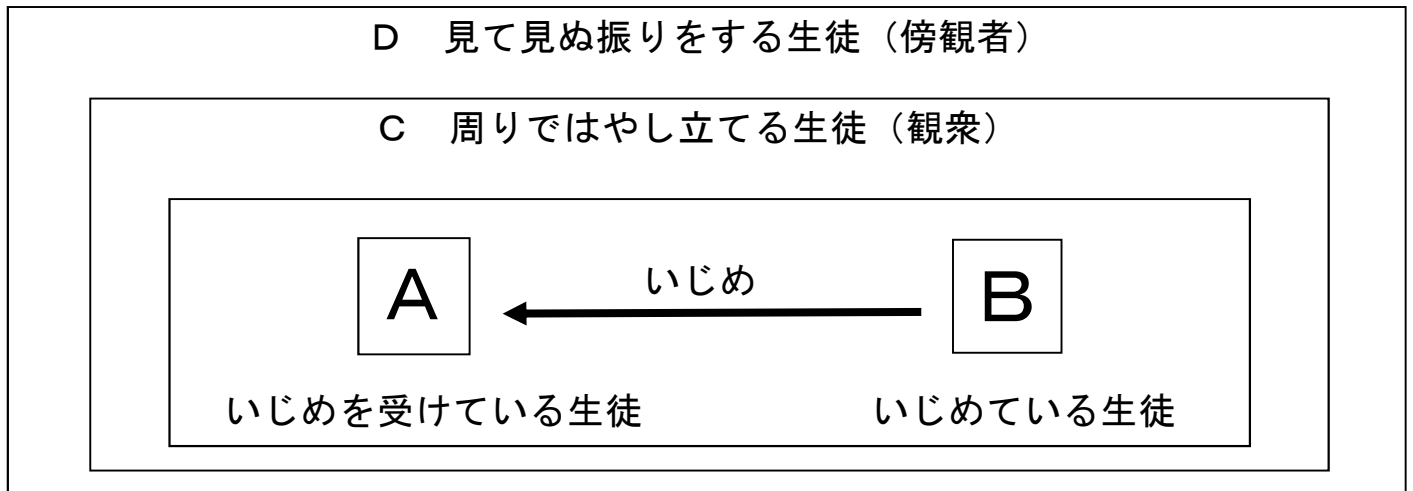
※H25年度以降の文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

「いじめ」は大人社会でも起こる問題であり、教職員間であっても、また、教職員と生徒の間でも発生する問題であることを自覚しなければならない。

特に、教職員と生徒の関係では、立場や発言力が大きく違うため、絶対にあってはならないことである。教職員の何気ない言動や不適切な対応が生徒を傷つけたり、他の生徒による「いじめ」を助長したりするようなことがないよう留意しなければならない。

②いじめの構造

いじめは単にいじめられる者といじめる者たちとの関係でとらえることはできない。「いじめの構造」をしっかりと認識し、その上で、教室全体に、「いじめを許容しない雰囲気」を形成し、「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが大切である。



注1：観衆や傍観者の立場にいる、CやDの生徒も、いじめを助長していることを認識する必要があります。

注2：AとBの関係は、立場が逆転する場合があることも認識する必要があります。

③いじめの態様

〔i〕物理的いじめ

- ★暴力：叩く、蹴る、ぶつかる、転ばせる、肩パンなど（遊ぶふりも含む）。
- ★たかり：暴力を背景に金品の強要やおごりの強要、使い走りなど。
- ★強要：嫌なこと、恥ずかしいこと、危険行為などをされたり、させられたりする。
- ★嫌がらせ：持ち物を隠す、壊す、捨てる、落書きなど。

〔ii〕心理的いじめ

- ★言葉：冷やかす、からかい、悪口や脅し文句、嘘や悪い噂を流す。
- ★仲間外れ：複数で無視、避ける。
- ★嫌がらせ：にらむ。
- ★ネット上：ネットやメール等で誹謗中傷されたり、個人情報や画像が流出される。

④いじめ防止対策の基本認識

本校教職員は「いじめ」を重大な人権侵害・犯罪行為としてとらえ、「いじめ」は人間として決して許されることではなく、また、「いじめ」はどの生徒にも、どの学校にも起こりうるという認識に立ち、「いじめを絶対に許さない」学校づくりを進めていく。

そのためには、「いじめ」の未然防止・早期発見に努め、「いじめ」が認知された場合は、その早期対応に組織的に取り組んでいく。

〔i〕すべての教職員が、いじめ問題の重要性を認識し、「いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という一貫した強い姿勢を貫く。

〔ii〕重篤ないじめは、暴力や犯罪であるという認識を持たせる指導を徹底する。

- 〔iii〕 4層構造（加害生徒・被害生徒・観衆・傍観者）でいじめをとらえながら、学校・家庭・地域社会等、関係者が一体となっていじめ問題に取り組む。
- 〔iv〕 日頃から、生徒・保護者・地域社会との信頼関係の構築に努める。
- 〔v〕 生徒の発する小さなサインを見逃さず、生徒や保護者の訴えを真剣に受け止め、迅速に対応する。
- 〔vi〕 いじめられている生徒の立場に立つ（気持ちに寄り添い、徹底して守る）。
- 〔vii〕 教職員がいじめ問題を一人で抱え込まず、報告・連絡・相談を確実に言い、初期段階から組織的に対応する。
- 〔viii〕 いじめた生徒に対しては、毅然とした対応を取りながらも、「いじめは人間として絶対に許されない行為である」ことを十分理解させるよう、根気強く粘り強い指導を行う。
- 〔ix〕 深刻な事態を招く可能性があるとは判断される場合には、直ちに警察との連携を図る。

2. 未然防止

集団の中では、常に生徒同士のトラブルが起こる可能性がある。そうしたトラブルがいじめ問題に発展しないように、心の通う人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌（学校・学級）づくり」に取り組む必要がある。そのためには、「発生してから対応する（事後対応）」という考え方から、「問題が発生しにくい集団をつくる（未然防止）」（いじめに向かわない生徒を育てる）という考え方への転換が欠かせない。

未然防止の基本は、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まる。

①教職員の基本姿勢

〔i〕 生徒のまなざしと信頼

生徒は、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が生徒を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は生徒の良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められる。教職員が生徒に対して愛情を持ち、配慮を要する生徒を中心に温かい学級経営や教育活動を展開することが、生徒が自己存在感や充実感を感じることであり、いじめの発生を抑え、未然防止の上での大きな力となる。

いじめは学級をはじめとした集団の状態が強く影響する。学級づくりの中心的役割を担う担任（クラブ顧問も）の姿勢が極めて重要である。

〔ii〕 教職員の気付き

生徒・学級の状態を知るためには、教職員の気づきが大切である。生徒と同じ目線で物事を考え、ともに笑い、涙し、怒り、場を共にすることが必要である。その中で、生徒の些細な言動から、個々の生徒の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていかねばならない。

②いじめに向かわない生徒を育てる

〔i〕 落ち着いた生活環境

いじめが起こりやすい学級は、ルールが不明確で、当事者だけでなく、学級全体の規範意識が低下している傾向があるといわれている。学級のきまりやルール、やっていいことと悪

いこと等の基準が生徒たちにわかりやすく示されていることが大事である。

〔ii〕「居場所づくり」

生徒をいじめ加害に向かわせる要因として大きいのが、「友人ストレッサー」「競争的価値観」「不機嫌怒りストレス」の三つである。これらの要因が高まると、生徒はいじめ加害に向かいやすくなる。これらを改善することが、いじめ発生のリスクを減らすことになる。

特に（過度な）「競争的価値観」や「不機嫌怒りストレス」を緩和する上で効果的と考えられるのが、授業や行事の中で、どの生徒も落ち着ける場所をつくりだす「居場所づくり」の考え方である。生徒が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる、そんな場所を提供できる授業づくりや集団づくりが、いじめの未然防止となる。具体的には、わかる授業づくりを進める、すべての生徒が参加・活躍できる授業を工夫する、ということから始めていく。

※ストレッサー：ストレスのもとになるもの。

〔iii〕「絆づくり」と自己有用感

「絆づくり」とは、生徒が主体的に取り組む共同的な活動を通して、お互いのことを認めあったり、心のつながりを感じたりできることである。「絆づくり」を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという「自己有用感」を生徒全員が感じ取ることができれば、いじめに向かう生徒は減っていく。

教員主導で行う「居場所づくり」と、生徒が主体となる「絆づくり」の違いは、「つくる」の主語が、生徒なのか、教職員なのかにある。教職員主導で進める「絆づくり」は単なる「やらせ」でしかないが、全員の生徒の「絆づくり」を促すためには、それなりの教師の働きかけが不可欠であり、組織的・計画的な働きかけが必要である。一言でいえば、日々の授業や行事においてすべての生徒が活躍できる場面を実現することが「絆づくり」である。

「居場所づくり」と「絆づくり」という視点で〔授業づくり〕と「集団づくり」を見直していくことができれば、いたずらにトラブルが起きることも、それがいじめへとエスカレートすることもなくなっていく。きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身に着け、認められているという実感を持った生徒なら、いたずらにいじめの加害に向かうことはない。

すなわち、〈規律〉・〈学力〉・〈自己有用感〉が大切である。

③保護者との信頼関係

積極的に保護者との信頼関係づくりに努め、それぞれの役割と責任を自覚し、相互に補い合いながら、いじめ予防に取り組む必要がある。

3. 早期発見

いじめは、いじめの兆候にいち早く気付くことで迅速な対応が可能となり、問題の深刻化を防ぐことができる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒たちとの信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、「いじめを見逃さない」という姿勢で生徒に目を配ることが必要である。ささいな兆候であっても軽視せず、いじめに進行する可能性のある事象について、早い段階から適切に関わりを持つことが欠かせない。このため教職員は、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、早期発見・早期対応の際は、「報告・連絡・相談」を大切にし、一人で判断・対応をするのではなく、必ず複数の教職員で行う。生徒に関わるすべての教職員間で情報を確実に共有し、保護者とも連携して情報を収集することが大切である。

①教職員のいじめに気づく力を高める

〔i〕生徒の立場に立つ

生徒一人ひとりを人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、人権感覚を磨き、生徒の言葉をきちんと受け止め、生徒の立場に立ち、生徒を守るという姿勢が大切である。

〔ii〕生徒を共感的に理解する

集団の中で配慮を必要とする生徒に気づき、生徒たちの些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れるような感性を高めることが求められている。そのためには、生徒の気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に生徒の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが必要である。

②いじめは見えにくい

〔i〕いじめは教職員・大人の見えないところで行われている

いじめは大人を目に付きにくい時間や場所を選んで行われる。

- 無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態。
- 遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態、部活動の練習のふりをして行われている形態など。

〔ii〕いじめられている本人からの訴えは少ない

いじめられている生徒には、次のような心理が働く。

- 親に心配をかけたくない。
- いじめられる自分はだめな人間だ。
- 訴えても大人は信用できない。
- 訴えたらその仕返しが怖い。

〔iii〕ネット上のいじめは最も見えにくい

保護者や教職員などの身近な大人が、生徒の携帯電話等の利用の状況を把握することが難しく、また、生徒の利用しているネット上の掲示板・ブログ等を詳細に確認することが困難なため（特にライン）、「ネット上のいじめ」の実態の把握は難しいのが現状である。

③早期発見の手だて

〔 i 〕 日々の観察

いじめのサインは、いじめを受けている生徒からも、いじめている生徒の側からも出ている。授業だけでなく、休み時間等にも声をかけて、生徒の様子に目を配ることが大事である。

「生徒がいるところには、教職員がいる」ことをめざし、生徒たちと共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。高等学校では、放課後のクラブ活動での生徒の取り組みの様子をクラブ顧問が注意深く観察することも重要である。

〔 ii 〕 情報収集の方法

- 教室内に日常的にいじめ相談窓口の存在を周知する掲示の設置。
- 定期的な教育相談（担任による個別面談やクラブ顧問による個別面談も）。
- 教育相談週間を設定し相談窓口の開設（生徒向け）、相談箱の設置、学校メールを利用したの悩み相談。
- 学年室の設置。
- 定期的な（生活実態及びいじめ）アンケート。
- アセスの定期的実施。
- 学級日誌の活用（日誌のフリー記述欄を多くし、学級の状況を探るなど）。
- 心配な生徒との日記の交換。
- 気になる生徒の情報を直ちに関係者に伝え、職員が情報共有できるシステムの構築。
（得られた情報を集約し、必要に応じて直ちに関係者会議を開催）
- 養護教諭からの情報提供（定期的に各学年会に顔をだしてもらい、情報を共有する）。
- クラブ顧問と担任・学年間の連携を密に。
（本校は、クラブ活動が生徒の重要な居場所であり、自己肯定感・自己有用感を育む場であるので、クラブ顧問との情報共有が大切である）。

〔 iii 〕 保護者との信頼関係（日頃から情報を共有）。

- 学級通信・学年通信・その他係からの家庭への定期連絡。
- 少しでも気になることがあれば直ちに電話連絡（必要に応じ家庭訪問）。 ※記録をとる。
- 頻繁な保護者会の開催で連続的なコミュニケーションを育てる（教員と保護者がそれぞれの生徒の課題や長所の情報を共有でき、生徒を取り巻く大人の態度に一貫性が生まれる）。
- 保護者向け（いじめ等）相談窓口の設置。

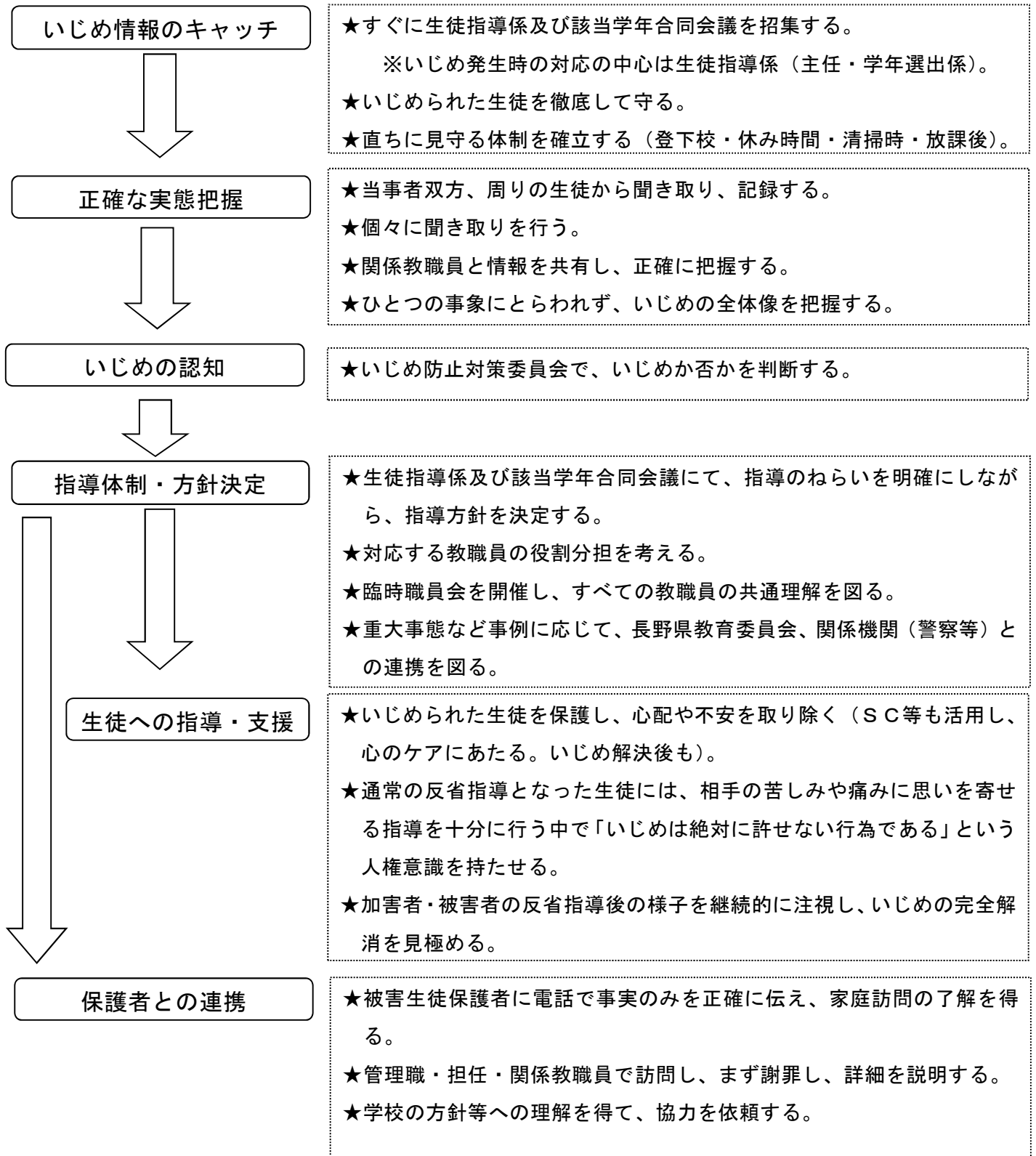
《注意》

いじめ発見のきっかけは、小学校では保護者からの訴えにより発見されることが多く、中学校・高等学校と学年が進むにつれ、本人からの訴えによる発見が多くなる。高等学校において、保護者からの訴えが起こった場合は、いじめが相当深刻に進行していると考えられ、直ちに対応する必要がある。

4. 早期対応（いじめが起きた時の対応）

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するために、日常的に取り組む実践計画（被害者・加害者・観衆及び傍観者向け）を立て、継続的に見守る必要がある。

①いじめが起きた時の基本的な流れ



②いじめ発見した時の注意点

いじめを認知した教職員は、まず、その時、その場で、いじめをやめさせるとともに、いじめにかかわった関係者に適切な指導を行うが、直ちに担任・学年主任・生徒指導係（主任と学年選出係）に連絡し（管理職にも報告）、複数で対応する。

〔i〕いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す

いじめられていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聴く場合は、他の生徒の目に触れないよう、場所・時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている生徒といじめている生徒を、必ず別の場所で行うことが必要である。

状況に応じて、いじめられている生徒、いじめの情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校・休み時間・清掃時間・放課後等において教職員の目の届く体制を整備する。

〔ii〕事実確認と情報の共有

いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている生徒から聴き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は複数の教職員（担任・学年主任・生徒指導係）で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。

短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職または生徒指導係主任の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。その際、担任等が、様々な情報を一元的に集約（情報管理の徹底）し、時系列で、詳細かつ正確に事実関係を記録する。

〔iii〕事実確認にて把握すべき情報

前提

- ★通報者の思いをしっかり受け止めながら、いじめの詳細内容について聴き取る。
- ★情報源を明かさない。 ★聞き取りと指導を混同しない。
- ★聞き取りの際は、言い方を統一する。 ★同性の職員を入れる。
- ★生徒の個人情報、その取扱いに十分注意する。

- 誰が誰をいじめているのか？ 《加害者と被害者の確認》
- いつ、どこで起こったのか？ 《時間と場所の確認》
- どんな内容のいじめか？ どんな被害を受けたのか？ . . . 《内容》
- いじめのきっかけは何か？ 《背景と要因》
- いつ頃から、どのくらい続いているのか？ 《期間》

〔iv〕被害生徒からの事実確認

被害生徒と信頼関係にある教職員が、別室で行う（話しやすい人、安心できる場所）。

- 教職員が全力で安全を守ることを伝え、報復を恐れずに真実を語るように支援する。
- 被害生徒の思い（悔しさ・悲しさ等）を傾聴する。
- 事実確認の際は、不測の事態も考えられるので、絶対に生徒を一人にしない。

〔v〕 加害生徒からの事実確認

複数の教職員（生徒指導係主任等を中心に役割分担を決める）が、別室で行う。

- 中立の立場で事実確認を行い、うそ偽りのない、いじめの具体的な行為を確認する。
- 加害生徒にいじめの意識がない場合は、いじめられている側の辛さを十分に理解させる。
- 相手が嫌だと、苦痛とを感じる行為を直ちにやめるよう、毅然とした姿勢で指導する。
- いじめに至った心情（不平不満、満たされない気持ち）、その経過など加害生徒の思いも傾聴する。
- 責任転嫁を許さない。
- 事実確認が長時間に及ばないよう、また、トイレ・水分補給・食事等、十分注意する。
- 記録した内容を必ず本人に確認させる。

〔vi〕 周囲の生徒からの事実確認 ※必要ならばアンケート調査を直ちに行う

複数の教職員（該当学年団を中心とする）が、別室で行う。

- 周囲の生徒からいじめの情報提供があった場合は、その勇気ある行動をほめるとともに、できる限り具体的な事実を聴取する。
- 情報提供者が誰かわからないように配慮する。
- 情報収集は、被害生徒や情報提供者が親しくしている生徒から、「嫌がらせ」や「仲間はずし」、「ふざける」などの具体的な行為を見たことがあるか、それは「いつ、どのようなことであったのか」など、個別に具体的に聴取する。
- 聴取した生徒に、話を不用意に広めたり、騒ぎ立てたりすることがないように指導する。

事情聴取の際に絶対にしてはならないこと

- ★ 被害生徒と加害生徒を同じ場所で事情を聴くこと。
- ★ 注意、叱責、説教だけで終わること。
- ★ 双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ★ ただ単に謝ることだけで終わらせること。
- ★ 当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

③ いじめが起きた時の被害生徒保護者への対応

〔i〕 電話による概要説明

- 生徒が保護者に話す前に事実のみを正確に伝える。
- 家庭訪問の了解を得る。

〔ii〕 家庭訪問の実施

- 担任・管理職等の複数で実施する。
- 学校管理下で起こったことへの謝罪を第一とする。
- 詳細を説明し、誠意をもって対応する。
- 保護者の辛い気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 学校の対応方針等への理解を得て、協力を依頼する。
- いじめの全貌がわかるまで、相手保護者への連絡を避けることを依頼する。

④いじめが起きた時の加害生徒保護者への対応

〔 i 〕 概要説明（家庭訪問・保護者来校等）

- 担任・管理職・生徒指導係（主任又は学年係）等の複数で面談する。
- 事件について整理した資料を用意するとともに、面談の目的・役割分担・対応の実際等、関係職員で事前に協議しておく。
- 温かい態度で接し、加害生徒への非難は避ける。
- 加害生徒が複数の場合は公平に接する。
- 面談予定時間を示し、厳守する。

〔 ii 〕 今後の対応策を相談

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者の辛く悲しい気持ちを伝え、より良い解決を図ろうとする思いを伝える。
- 学校の指導・支援の在り方について説明する。学校ができることと、その限界についても明確にする。
- 保護者の心情を共感的に理解しながら、加害生徒の変容を図るため、今後の関わり方などを一緒に考え、支援の在り方について具体的な助言をする。
- 被害生徒への対応（謝罪等）について相談する。

⑤いじめが起きた時の具体的な指導・支援のまとめ

	被害生徒への支援	加害生徒者への指導	友人・知人（観衆・傍観者）への指導・支援
教師の対応	<ul style="list-style-type: none"> ★共感的に生徒を受け止める姿勢で対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> ★心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした態度で対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> ★みんなを守るという姿勢で対応する。 ★いじめはクラス・学年という集団みんなの問題として対応する。
伝えること	<ul style="list-style-type: none"> ★学校として「何としても守る」という姿勢を示す。 ★秘密を守ること、必ず解決できる希望が持てることを伝える。 ★自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるように配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ★いじめは決して許されない行為であること。 ★いじめられた側の心の痛みを配慮すること。 ★自分の行為が重大な結果につながったこと。 ★叱責・説諭にとどまらず、振り返りの時間を計画的に積み重ね、自己の問題点に気付かせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ★いじめは決して許さないという毅然とした姿勢を示す。 ★いじめられた側の心の痛みを配慮すること。 ★はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。 ★いじめを認知した時、大人に通知する勇気を持つこと（傍観者から仲裁者への転換促す） ★学校の対応に落ち度があれば、きちんと反省の意を伝える。 ★プライバシーの保護。
確認すること	<ul style="list-style-type: none"> ★身体の被害状況（負傷している場合は、病院での診療状況）。 ★金品の被害状況。 ★警察への被害申告の意思。 ★カウンセリングの必要性。 ★別室等の配慮。 ★今後の対応の在り方に対しての本人の要望。 	<ul style="list-style-type: none"> ★いじめた気持ちや状況などを十分に聞きながら、成育歴や人間関係等、加害者のいじめに至る心理的背景に目を向ける。 ★今後、被害生徒との関係をどうするのか、自分の改善すべき点を約束の形になるまで話し合う。 ★カウンセリングの必要性。 	<ul style="list-style-type: none"> ★カウンセリングの必要性。
留意すること	<ul style="list-style-type: none"> ★「がんばれ」「いじめに負ける」などの叱咤激励は、逆に自信を喪失させるので避ける。 ★いじめ再発や潜在化に注意する。 ★PTSDの対応。 ★いじめ解消後も事後の様子を継続的に注視する。 	<ul style="list-style-type: none"> ★被害生徒に対して真に謝罪の気持ちを持つよう穏やかに粘り強くあたる。 ★加害者が被害者になること。 ★いじめ解消後も事後の様子を継続的に注視する。 	<ul style="list-style-type: none"> ★加害生徒への2次的ないじめに注意する。 ★観衆・傍観者も被害者になること ★HR活動や行事を通じ、集団のエネルギーをプラスに向ける。

報告・連絡・相談・記録を徹底しながら指導・支援を実施する。

⑥いじめが解消したあとの必要な対応

- 引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続して行う（被害者・加害者とも）。
- 保護者を含め、被害生徒の精神的安定を図るため、専門家と連携した中・長期の心のケアを検討する。
- いじめ発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に必要な取り組みを考え、実践計画を立て、いじめのない学校・学級づくりを継続していく。

⑦いじめ再発防止について

- ★問題が解決しても安心してはいけない。いじめは循環し繰り返す。再発防止の取り組みを続けることが大事である。その際は、学校・保護者・生徒が協力し合いながら取り組みを続けることが大切である。
- ★いじめ問題への取り組みは、生徒に、悪いことをすれば必ず発覚し、ペナルティを受けるのだという社会のルールを教え、いじめが許されるという歪んだ正義がまかり通っていた生徒の社会を、秩序ある社会に立て直す取り組みである。
- ★それは、生徒だけでは決してできず、大人（教職員・保護者・関係者）たちの真剣な取り組みが必要である。いじめに立ち向かわなくてはならないのは、実は生徒ではなく、大人

第二部 いじめ防止のための行動計画

I いじめ防止のための組織

1. 名称

■『いじめ防止対策委員会』

2. 構成員 8人

管理職（校長1・教頭1）	⇒向井 阿部	※敬称略
生徒指導係（主任1＋専任1）	⇒大庭 中村	
各学年主任3	⇒飯塚（1学年）中澤（2学年）宮島（3学年）	
養護教諭1	⇒横地	

■生徒指導係と学年主任が連携して委員会を運営する。

■状況に応じてさらに必要な人員を加え、『拡大委員会』として柔軟に対応する。

いじめ防止対策委員会

■未然防止・早期発見

■いじめの認知

■いじめ解消後の再発防止・いじめ解消後の継続指導（被害生徒・加害生徒の個別支援）

生徒指導係

■早期対応（いじめの認知）・いじめ発生から解消まで一連の対応

※いじめ防止対策委員会には、生徒指導係の主任がメンバーとして入り、また、もう一人

3. 役割

①日常的な活動

〔i〕いじめ防止の取り組みの計画立案と評価 ※別紙1 別紙2 参照

■学校の基本方針に基づいた取り組みを立案し、それを計画的に実施して、実施後の状況を確認する。

■取り組みを記録し、その取り組みに対する振り返りを行う。

〔ii〕学校のいじめ防止等の情報を家庭や地域への発信

■いじめ防止の基本方針を家庭や地域へ発信を行う（家庭通知・学校HP）。

■いじめ防止の取り組みの状況や成果、また、取り組みに対する評価も発信する。

〔iii〕いじめの未然防止・早期発見の取り組みを進める

〔iv〕教職員の意識啓発

■年度当初の職員会にて、全職員に学校の基本方針の共通理解を図る。

②いじめ発生時の活動

■生徒指導係が、早期対応（いじめの認知の仮判断）・いじめ発生から解消まで主体的に対応する。

■いじめ防止対策委員会でいじめの認知をする。

■いじめ防止対策委員会は、必要に応じて生徒指導係に協力する。

③いじめ解消後の活動

〔i〕いじめ解消後の継続指導（被害者・加害者の個別支援）

- いじめ解消後も引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続して行う。
- 保護者を含め、被害生徒の精神的安定を図るため、専門家と連携した中・長期の心のケアを検討する（必要ならば個別支援計画を作成する）。
※各学年会（担任）・養護教諭との連携が必須である。

〔ii〕いじめ解消後の再発防止の検証 **※別紙3 参照**

- 起こったいじめ事例を分析・検証し、いじめの再発防止・未然防止に向けて、今後日常的に必要な取り組みを考える。
- この分析・検証をいかした実践計画を立てることで、いじめのない学校・学級づくりへの取り組みを強化していく。

II いじめ防止のための取り組み

1. 未然防止及び早期発見のための指導計画

①いじめ未然防止の取り組み

〔i〕いじめに向かわない生徒を育てる・「居場所づくり」の視点で授業の見直し

- 生徒がわかる授業づくりを進める、すべての生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。
- そのために教職員も互いに参観できる『校内公開授業週間』を設定し、教科の観点からだけでなく、生徒指導の観点から授業を参考にし合うようにして、異なる教科の職員からの助言や指導を受けて、授業改善に生かしていく。

【授業規律の明示】

授業中のルールを明確にし、規律ある学習環境づくりを行い、すべての生徒が安心して学習できるようにする。

- 例：1. 授業に遅刻をしない。教材の準備をして、チャイム前に着席する。
2. 飲食しながら、ガム等噛んだままで授業を受けない。

- 学校共通の授業中（SHR・HR含む）のルールを各教室に明示し、徹底を図る。特に重点項目を決めて1年間継続する。

※教科主任会・教務係・生徒指導係と協力して対応。

〔ii〕いじめに向かわない生徒を育てる・「絆づくり」の視点で集団づくりを見直し

- クラスマッチ・松濤祭クラス展示・2学年修学旅行（平和学習・旅行運営）等の行事を通じて、生徒自身が発案し、協力して成し遂げる喜びを体得できるように支援する。
- また、生徒が行事を通じて他者から認められ、他者の役に立っているという自己有用感を感じ取れるように、根気よく企画運営に付き合い、側面から支援する。

※本校生徒の重要な居場所であるクラブ活動においても「絆づくり」は必要。

※従来とおり各学年会・生徒会・各クラブで積極的に対応。

〔iii〕生徒自身の主体的活動にていじめの未然防止

例：いじめを自分たちの問題として考えさせ、「いじめ0宣言」等のスローガンを全校で打ち出し、文化祭を一つのゴールとして取り組んできた実践を展示発表する。

- 生徒会活動において、生徒自ら、自他の人権を守り、大切にしようという活動を積極的に取り入れていく。

〔iv〕常に「いじめは絶対に許さない」姿勢を周知徹底

※生徒指導係・いじめ防止対策委員会・人権同和教育係・各学年会で対応。

- 新入生オリエンテーション、入学式保護者説明会、PTA総会、4月当初の各学年集会、2・3学期の各学年集会等の際に学校の姿勢を発信する。

※いじめは絶対に許されないこと、いじめに対して具体的にどういう厳しい指導がおこなわれるか、困ったときや悩んでいる時にどうすればいいのか等について、具体的に説明し、簡潔にまとめた文書も配布。

- 各学期の始業式の際に、全校に向けて学校の姿勢を発信（生徒対象）。
- 学年通信・学級通信において定期的に学校の姿勢を発信（生徒・保護者対象）。
- 学校HPにおいて学校の姿勢を発信（生徒・保護者・地域対象）。
- PTA総会等において、起こったいじめ事例の概略を隠さずに伝え、いじめ防止に向けて一緒に考えてもらう。
- 生徒・保護者向けの研修の実施。

生徒対象：10月24日（木）人権平和学習 ※内容未定
保護者対象：5月25日（土）PTA総会

〔v〕教職員の資質の向上

※生徒指導係・人権同和教育係と協力して対応。

- いじめの未然防止や情報モラルに関する研修会を実施する。
- 具体的には、「いじめを認知する方法やいじめが起きた時の対処法などに関する研修」、「SCを活用したカウンセリング・マインドの向上を目的とした研修」、「ネットいじめ・情報モラルに関する研修」等を実施する。
- 教職員は、日々の教育活動の中で生徒に指導する際、配慮に欠けた言動がないかを常に見つめ直し、人権意識の向上に努める。
- 校内公開授業週間を利用し、他の教員の授業を参観することで（特に生徒指導の観点から）、自らの授業を振り返る機会を持つ。

②いじめ早期発見の取り組み

〔i〕全職員で気になる生徒の情報を一元管理

- 日頃の担任・教科担当・クラブ顧問等による生徒への声かけ、観察が大切である。生徒と関わり、生徒を受け入れようとする姿勢を常に大切にする。
- どんなことでも、少しでも気になる生徒がいた場合は、直接に生徒指導係主任へ、あるいは担任・学年会を通じて生徒指導係主任に情報を伝える。生徒指導係会で情報を共有し、さらに管理職（教頭）へも伝えておく。情報を一元的に管理することで、その後の事態に備える。

〔ii〕定期的に始業前・昼休み・放課後の教室・部室等巡視（生徒の状況把握）

- 特に1学期中は、新入生のトラブルを未然に防ぐため、1学年会・生徒指導係で巡視を行い、フレンドリーに生徒に声をかける。

〔iii〕1学年室・2学年室・3学年室の導入

■教室棟に学年室をおき、担任が常駐する。

■常に関係職員が学年の近くにいることで、常に授業・休み時間の様子を観察でき、何かあった時、生徒も駆け込みやすく、迅速な対応が可能である。

■学年室の設置場所はその年度の研究室の都合で決めていく。

〔iv〕 いじめに関するアンケートの実施

※いじめ防止対策委員会・各学年会で協力して対応。

第1回：6月27日 第2回：10月3日 第3回：1月9日（1・2学年）

■LHRにて10分間程度で、アンケートを実施。

■アンケート実施後、担任が内容を確認し、学年会で必要な対応策を検討、その後、委員会で検討し、職員会へ状況を報告する。

■その後の経過状況を学年会及び委員会で検討し、再度職員会へ報告し、職員の情報共有を図り、全職員が常に注意して生徒を見守れる態勢を整える。

■入学後、約1か月半の状況をアンケート形式で確認し、一般的な質問項目の中にいじめに関する項目も取り入れて、よりきめ細かいいじめ防止対応（未然防止・早期発見）をすすめる。

全学年で学校生活に関するアンケート実施（いじめに関する内容含む）

〔v〕 アセスの実施

※別紙4 参照

※いじめ防止対策委員会・各学年会で協力して対応

第1回：5月23日（木） 第2回：11月14日（木）

・・・全学年

■アンケート後、いじめに関する記述部分を確認し、また関連図を作成し、その日のうちに必要な対応を学年で検討する。

■保護者懇談前に、必要なデータが担任の手元に届く日程を考慮して実施する。

〔vi〕 校内相談窓口の設置

■生徒（保護者）がいつも安心して相談できるように複数の窓口を設け、その場所を教室等に明示し、周知する。

■お便りを生徒・保護者向けに発行し、教育相談窓口の周知や、SCの紹介、心のケアに関する啓発を定期的に行う。

〔vii〕 緊急相談窓口の設置

■生徒が24時間いつでも悩みを相談できる体制を整え、最悪の事態が起こらないようにそなえる。

■学校メールを利用した学校独自の対応も考えられるが、まずは下記の県教委の24時間相談窓口を利用する（生徒・保護者に周知する）ことで対応していく。

長野県教育委員会 学校生活相談センター

24時間子どもSOSダイヤル

0120-0-78310

メール gakko-sodan@pref.nagano.lg.jp

※急ぎの場合は電話で

〔viii〕年2回の5分間個別面談（週間）の実施

※別紙5 参照

※各学年会と協力して対応

第1回：5月27日～6月7日 全学年

第2回：11月18日～29日 全学年

■5分以内と時間を決めて、担任が必ず全員の面談を行い、生活状況を確認する。

〔ix〕保護者との連携（信頼関係の構築）

■三者面談の実施（年2回）

7月：1・2・3年 12月：1・2・3年

■学級通信、学年通信、係からの通信等による定期連絡を行い、情報を発信する。

※学校HPにて地域へも定期的に発信する。

■保護者とメールアドレスを交換し、日頃から連絡を密に ※電話でも可能

■クラス保護者会（懇親会）の開催（部活動でも保護者懇親会）で保護者との距離をできる限り近づける。

■保護者向けの教育相談窓口の設置

※担任以外の職員が対応できる態勢を整え、通知する。

③年間指導計画

※別紙1 参照

④いじめチェックリスト

※別紙6 参照

2. いじめが起きた時の対応

①指導体制図

※別紙2 参照

②いじめが起きた時の対応

※第一部 IIの4) 早期対応 参照

③いじめ聞き取りシート

※別紙7 参照

④いじめ加害者への指導方法

※別紙8 参照

3. ネット上いじめへの対応

※別紙9 参照

ネット上のいじめとは、携帯電話やスマホ、PCを通じてネット上の掲示板等に誹謗中傷を書き込んだり、メールを使って誹謗中傷を行うなどのいじめである。ネット上のいじめについても、他のいじめと同様に決して許されるものではない。ネット上のいじめの特徴を理解した上で、ネット上いじめの早期発見・早期対応に向けた取り組みを行う必要がある。

①ネットいじめにはどのようなものがあるか

〔i〕掲示板・ブログ・SNSでのネット上のいじめ

■掲示板への誹謗・中傷の書き込み。

■電話番号や写真など実名や個人が特定できる情報を本人に無断で掲載。

■特定の生徒になりすましてインターネット上で活動を行う。

〔ii〕メールでのネット上のいじめ

■誹謗・中傷のメールを繰り返し特定の生徒に送信する。

■「チェーンメール」や「なりすましメール」で悪口や誹謗・中傷の内容を送信する。

■グループ内で特定の生徒に対して、仲間はずしをしたり、悪口や不適切な画像を送りあったりする。

〔iii〕その他

■口コミサイトやオンラインゲーム上のチャットで誹謗・中傷の書き込み等。

②ネットいじめの特徴

〔i〕不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻ものとなる。

〔ii〕インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、生徒が簡単に被害者にも加害者にもなる。

〔iii〕インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできるため、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度に流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険がある。

〔iv〕保護者や教職員など身近な大人が、生徒の携帯電話等の利用状況を把握することが難しい。また、生徒の利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、ネット上のいじめの実態に把握が難しい。

③ネット上いじめへの対応

ネット上のいじめが生徒や保護者等からの相談などにより発見された場合は、生徒へのケアを行うとともに、被害の拡大を防ぐため、**別紙 9**に示すような手順で、書き込みの削除等を迅速に行う必要がある。

④削除依頼について

〔i〕証拠の保全・記録

■発見日時、発見の経緯。

■ウェブページアドレス（URL）の記録。

■ウェブページの印刷とファイルの保存。

※印刷が困難な場合は、「画面メモ」機能やデジタルカメラ等で記録。

〔ii〕削除依頼

《加害生徒が特定できている場合》

■当該生徒に削除させる。

《加害生徒が特定できない場合》

■削除依頼を迅速に行うことが適当な場合、様子を見るのが適当な場合、削除依頼せずに無視する場合がある。

■被害生徒の心情や状況に応じて、削除依頼のタイミングを判断する。

■削除依頼は、被害生徒本人が行うのが原則である。状況に応じて、学校や教育委員会から

⑤相談窓口

☆長野県警生活安全部

サイバー捜査課

026-233-0110（県代表）

☆違法・有害情報相談センター

[\(http://www.ihahojp/\)](http://www.ihahojp/)

☆法務省「こどもの人権110番」

0120-007-110

☆心の支援課

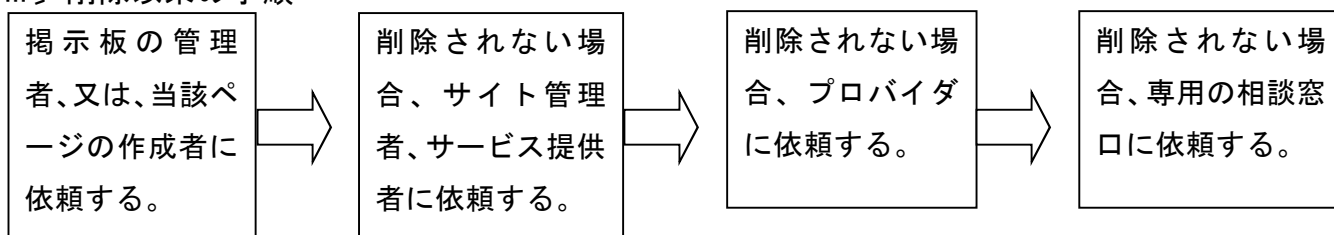
026-235-7450（人権支援係）

7436（生徒指導係）

依頼することもできる。

■削除依頼は、個人の情報通信端末から行わず、できるだけ学校などが公的に所有しているパソコンの代表アドレスから行う。

〔iii〕削除以来の手順



※緊急案件の場合、直ちに「県警サイバー捜査課」及び「心の支援課」へ連絡する。

〔iv〕削除依頼メールの文例

【削除依頼】 誹謗中傷の書き込み

あなたが管理する特定電気通信設備に掲載されている下記の情報の流通により私（生徒）の権利が侵害されたのであなたに対し当該情報の送信を防止する措置を講じるように依頼します。

☆URL：<http://～> ☆スレッド：<http://～> ☆書き込み No：

☆掲載情報

：私（生徒）の実名、電話番号及びメールアドレスを掲載の上で、「私（その生徒）と〇〇しませんか」という嫌がらせの書き込みがされた。

☆侵害された権利

：プライバシーの権利 名誉毀損。

☆侵害されたとする理由

：私（生徒）の意に反して公表され、迷惑電話及びメールを数多く受け、精神的苦痛を被っている。貴サービスの利用規約等に基づき、当該書き込みの削除を行うようお願いいたします。

※詳細については、各ウェブページの利用規約等にある削除依頼方法を確認する。

4. 関係機関と連携した取り組み

学校内だけでは解決を図ることが困難なケースでは、生徒の状況に応じながら関係する機関と積極的に連携していくことも考えていく。

①連携の必要な場合

- ★学校の指導体制では解決が困難な場合
- ★より専門的な判断が必要だと考えられる場合
- ★専門機関と連携したほうが効果が期待される場合
- ★学校の要因以外に解決しなければならない課題がある場合
- ★命や安全に関わる問題等、緊急な援助を必要とする場合

事例	関係機関
<p>★いじめにより、長期間学校に登校できない状態が続いている場合。</p> <p>★自殺をほのめかすような言動や、幻覚・幻聴などを訴えるなど、極度に精神的ダメージを受けている場合。</p>	<p>スクールカウンセラー（SC）</p> <p>医療機関</p>
<p>★暴力行為により負傷したり、万引きを強要されるなど、犯罪に抵触する可能性がある場合。</p>	<p>警察</p>
<p>★いじめの背景に保護者の養育上の問題が考えられ、生徒や保護者への支援が必要であると判断される場合。</p>	<p>児童相談所</p> <p>スクールソーシャルワーカー（SSW）</p>

※SSWは、子どもを取り巻く環境に注目して問題解決を図る。児童相談所など関係機関との役割分担を調整する。社会福祉的な立場から家庭訪問をして保護者のケアをしたり、教職員への指導や助言をしたりする。

②連携上の注意点

- 〔i〕 保護者に対して、いじめの解決に向けた学校としての対応策を十分に説明した上で、学校の考えている関係機関を紹介するが、連携先へ連絡するかどうかは保護者の判断をもって対応していく。
- 〔ii〕 連携は援助の一環であることを保護者に十分理解してもらい、「学校は他の機関へ問題を丸投げしたのでは？」と指導の放棄だと誤解されて、保護者が不満や不安を増幅させることがないように、連携後も保護者と関わろうとする姿勢を大切にする。
- 〔iii〕 教職員は連携した関係機関と密に関わり、積極的に意見を求め、可能な範囲で生徒の悩みや願いなどの気持ちを聴き、それを参考にしながら学校の対応の見直しや人間関係の改善など、できることに取り組んでいく。
- 〔iv〕 医療機関を保護者に紹介するときは、過度に保護者を不安にさせるようなことがないように、慎重に対応する（話をする人・伝え方等、事前に十分に検討して対応）。
- 〔v〕 どの機関と連携を図るにしても、生徒が嫌がる場合は、無理強いをしない。
- 〔vi〕 個人情報の保護をはじめ、生徒・保護者の人権を侵害することがないか注意する。

5. 重大事態発生時の対応

重大事態発生時には、いじめられた生徒や保護者を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応する。

①重大事態とは「いじめ防止対策推進法」第28条

〔i〕「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時」

■いじめを受けた生徒の状況で判断する。

■「生徒が自殺を企図した場合」、「身体に重大な障害を負った場合」、「金品等に重大な被害を被った場合」、「精神性の疾患を発症した場合」などのケースが想定される。

〔ii〕「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時」

■「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。

■ただし、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合などは、目安にかかわらず、迅速に調査に着手し、校長が判断する。

■さらに、いじめが原因で転学・退学した場合も重大事態となる。

〔iii〕「生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった時」

■重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。(いじめ防止対策委員会で判断し、適切に対応)。

②重大事態への対応 ※『学校危機管理マニュアル』に従い迅速かつ適正に対応

■重大事態(疑い)が発生した場合、校長は直ちに、長野県教育委員会に報告する。

■校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、危機管理委員会・いじめ防対策委員会・生徒指導係による危機対応チームで調査し、重大事態であるかの判断を行い、事態の解決にあたる。

※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。

■関係機関(消防・警察・教育委員会等)へ緊急連絡と支援の要請を行う。

■関係生徒保護者へ迅速に連絡する。

■なお、事案によっては長野県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

6. その他の留意事項

○いじめ問題が解決しても安心してはいけない。

○いじめは循環し繰り返す。

○再発防止の取り組みを続けることが大事である。

(学校・保護者・生徒が協力し合いながら取り組みを続ける)

別紙1

令和6年度 年間指導計画

学校教育目標	教育基本法並びに学校教育法の精神にのっとり、中学校教育の基礎にたつて、様々な学習活動を通して知識や技能を修得させ、個性豊かな良識のある社会人を育成する。
中・長期目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 生徒が基本的な生活習慣を身につけ、社会や学校のルールやマナーを守ることの大切さを理解して行動するよう意識の向上をはかる。 2 生徒が落ち着いた学習に取り組める環境を維持し、生徒・教職員ともに授業を第一としてその改善に取り組み、基礎学力向上と知識・技能の習得を図る。 3 生徒・教職員ともに思いやりの心をもって自分自身と他者を尊重し、「いじめ・体罰・ハラスメント」は「しない・させない・許さない」姿勢で臨み、学校が一丸となってその防止に努める。 4 キャリア教育を充実させ、早期から進路意識の形成を支援し、学習や学校諸活動における協働的活動を通して自己実現と社会につながる力を高める。 5 本校の教育活動について、ICT活用を推進し、情報発信に努めます。また、生徒・教員全体が保護者・地域と学校との関わり大切さを理解し、地域に愛され、信頼される学校づくりをめざす。

いじめ防止対策の基本認識	<ol style="list-style-type: none"> 1 すべての教職員がいじめ問題の重要性を認識し、「いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という一貫した強い姿勢を貫く。 2 重篤ないじめは、暴力や犯罪行為であるという認識を持たせる指導を徹底する。 3 4層構造(加害生徒・被害生徒・観衆・傍観者)でいじめをとらえながら、学校・家庭・地域社会等、関係者が一体となっていじめ問題に取り組む。 4 日頃から、生徒・保護者・地域社会との信頼関係の構築に努める。 5 生徒の発する小さなサインを見逃さず、生徒や保護者の訴えを真剣に受け止め、迅速に対応する。 6 いじめられている生徒の立場に立つ(気持ちに寄り添い、徹底して守る)。 7 教職員がいじめ問題を一人で抱え込まず、報告・連絡・相談を確実にし、初期段階から組織的に対応する。 8 いじめた生徒に対しては、毅然とした対応をとりながらも、「いじめは人間として絶対に許されない行為である」ことを十分理解させるよう、根気強く粘り強い指導を行う。 9 深刻な事態を招く可能性がある場合と判断される場合には、直ちに警察との連携を図る。
--------------	---

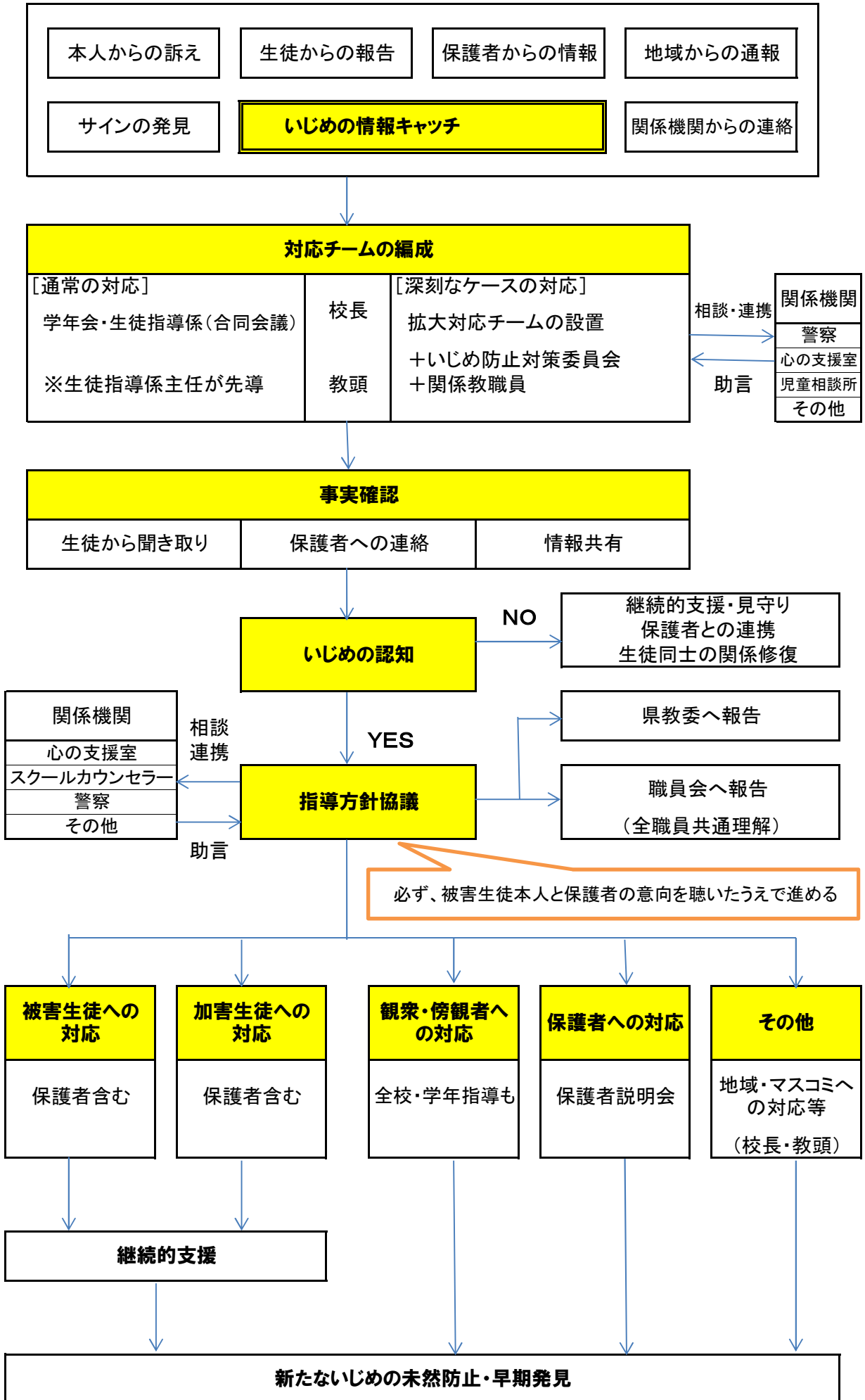
	職員会(いじめ委員会)及び保護者関係	未然防止に向けた取り組み	早期発見に向けた取り組み
4月	<ul style="list-style-type: none"> ★入学式保護者説明会 :基本方針・対応説明 ★職員会 :いじめ防止基本方針確認 :1・2年次継続指導者の状況確認 ★保護者向け通知配布(い委・生指・学年等) 	<ul style="list-style-type: none"> ★いじめを許さない・相談窓口の周知 :始業式(生指) :学年集会・1年オリ(い委・生指) ★生徒会活動 :新入生歓迎会・校歌練習 ★授業時の規律確認 (教務・学年・教科) ★登校時校門立ち番指導(生指) 	<ul style="list-style-type: none"> ★教室・部室等、朝昼放課後巡視 (生指・学年) ★校内相談窓口の周知(生指) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ※1・2年次、いじめ等で心配のある生徒の進級に際しての面談を実施する(学年・生指・い委) </div>
5月	<ul style="list-style-type: none"> ★PTA総会・学年学級PTA :いじめ防止基本方針確認(い委) ★いじめ委員会 :アセス準備、アセス実施後の対応 	<ul style="list-style-type: none"> ★公開授業(教務) ★生徒会活動 :生徒総会・挨拶運動 ★登校時校門立ち番指導(生指) :連休明けに実施 	<ul style="list-style-type: none"> ★第1回アセス実施 5月23日 :全学年対象 :実施後、担任・学年・生指で分析・面談 ★学校生活アンケート実施 5月23日
6月	<ul style="list-style-type: none"> ★いじめ委員会 :第1回いじめアンケート検討、実施 :アンケート分析 	<ul style="list-style-type: none"> ★学年行事 ★生徒会活動 :クラスマッチ ★登校時校門立ち番指導(生指) 	<ul style="list-style-type: none"> ★第1回いじめアンケート(い委・学年・生指) :全学年で実施 6月27日 :実施後、担任・学年で確認
7月	<ul style="list-style-type: none"> ★職員会(い委) :第1回の状況報告 	<ul style="list-style-type: none"> ★生徒会活動 :松濤祭展示発表 :通学路ごみ拾い ★いじめを許さないを周知 :終業式(生指) :学年集会(い委) ★登校時校門立ち番指導(生指) 	<ul style="list-style-type: none"> ★保護者懇談会 :7月19日～26日 ★いじめアンケート個別面談 :いじめアンケート後実施

	職員会(いじめ委員会)及び保護者関係	未然防止に向けた取り組み	早期発見に向けた取り組み
8月	★いじめ委員会 :アンケート実施2ヶ月後の状況確認 :職員会へ報告	★いじめを許さない・相談窓口の周知 :始業式(生指) ★授業時の規律確認 (教務・学年・教科) ★登校時立ち番指導(生指)	★教室・部室等、朝昼放課後巡視 (生指・学年)
9月	★職員会(い委) :アンケート実施2ヶ月後の状況報告	★登校時校門立ち番指導(生指)	
10月	★いじめ委員会 :第2回いじめアンケート検討、実施 :アンケート分析	★生徒会活動 :クラスマッチ・生徒総会 :体験入学時生徒会説明会 ★人権教育集会(人権) ★登校時校門立ち番指導(生指)	★第2回いじめアンケート(い委・学年・生指) :全学年で実施 10月3日 :実施後、担任・学年・生指で確認 ★第1回いじめアンケート継続指導対象者 :面談(学年)
11月	★いじめ委員会 :アセス準備、アセス実施後の対応	★登校時校門立ち番指導(生指)	★第2回アセス実施 11月14日 :全学年対象 :実施後、担任・学年・生指で分析・面談
12月		★人権平和学習(人権) ★修学旅行(学年) ★いじめを許さないを周知 :終業式(生指) ★登校時校門立ち番指導(生指)	★保護者懇談会(学年) :12月20日～26日
1月	★いじめ委員会 :第3回いじめアンケート、実施、分析 ★職員会(い委) :第2回の状況報告	★いじめを許さないを周知 :始業式(生指) ★登校時校門立ち番指導(生指) ★授業時の規律確認 (教務・学年・教科)	★第3回いじめアンケート(い委・学年・生指) :1月9日 :全学年で実施 :実施後、担任・学年で確認 継続指導対象者面談(学年)
2月	★いじめ委員会 :年間評価(成果と課題・改善策) 職員会へ報告年間反省	★生徒会活動 :校風確立週間 :3年生を送る会	
3月		★いじめを許さないを周知 :終業式(生指) :学年集会(い委) :新入生オリ(生指・い委)	※1・2年次、いじめ等で心配のある生徒を進級に向けて援助する (学年・生指・い委)

絆づくり
(人間関係づくり
学級・学年づくり)

次年度へ向けた学級づくり

※い委:いじめ防止対策委員会 生指:生徒指導係



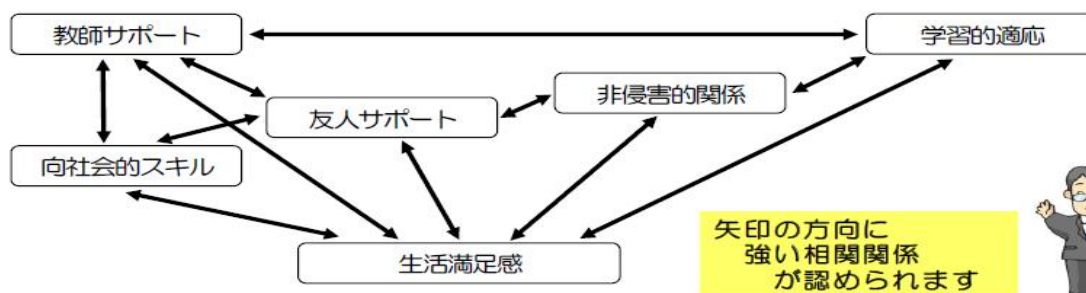
事例の概要	①関係生徒	生徒等の学年・組・氏名 被害生徒と加害生徒がわかるように記述する。
	②経緯・概要 ★発生日時 ★発生場所 ★情報源 ★何が起きているのか ★被害者の状況 ★加害者の状況 ★その他	1. どのような場面で、どのようなことが起きたのかを簡潔に記入する。 2. いじめの態様(蹴る、金品をたかられる等)を記入する ※できれば、いじめが起きた現場を図示する。
	③学校における 初動対応の内容 ※時系列で記入 ★発見の経緯 ★事実確認の様子 ★校内体制づくり ★保護者への連絡 ★関係機関との連携 ★報道対応等	1. 発見の経緯、初期対応を時系列で 2. 事実確認の様子 (被害生徒からの聞き取り内容、加害生徒からの聞き取り内容、 周囲にいた者からの聞き取り内容等) 3. 校内体制作りの流れ 4. 保護者への連絡等 5. 警察等関係機関との連携等 6. 報道対応等
	③いじめ解消後の 状況 ★被害者・加害者の 継続支援 ★他の生徒へのケアー	1. いじめ解消後の被害者・加害者への個別支援の状況について記述する。 2. 他の生徒へのケアーを行った時はそれについて記述する。
	④その他 ★今回の反省点 (教職員の対応) ★いじめの再発防止 ・未然防止に向けて 必要な取り組み	1. 教職員の対応で反省点があれば、それをあきらかにし、次回に いかすために記述する。 2. 今回のいじめ事例を分析・検証し、いじめの再発防止・未然防止に 向けて、必要な今後の取り組みについて記述する。

Adaptation Scale for School Environments on Six Spheres 学校環境適応感尺度

1. アセスの特徴

- ・生徒本人の主観的な適応感、とりわけSOSのサインをピックアップできる
- ・生徒の学校生活での適応感の全体を包括的かつ多面的に判断できる
- ・家庭のことを聞かずに、学校以外の場での適応状態を推移できる
- ・教師との関係を聞くことで、教師の関わりを生徒がどう受け止めているかを確認できる
- ・年間3回まで測定でき、変化を比較できる
- ・データ入力さえすれば、すぐに結果がわかる。
- ・低コストで、誰でも何度でも使用が可能。

6つの因子 相関関係



令和2年度 長野県教育委員会生徒指導推進事業 「アセス」の活用に係るモデル指定校研修会 資料より

2. アセスで得られるデータ

- ・個人特性票 → 教員の「見立て」「印象」との比較
- ・学級内分布票 → 支援の重要度・緊急度を確認
- ・学級平均票 → 学級全体の適応感の変化を確認
- ・学級間分布票 → 各学級の適応感の比較と推移を把握

5 分間個別面談実施について

[目的]

- ①いじめは、いじめの兆候にいち早く気付くことで迅速な対応が可能となり、問題の深刻化を防ぐことができる。生徒のささいな兆候を見逃さず、いじめに進行する可能性のある事象に、早い段階から適切に関わりを持てるようにするため。
- ②新年度がスタートしたあとのGW後は（夏期休業後も）、生徒が変化する時である。欠席・遅刻、服装・生活の乱れ、人間関係の変化（友人グループの分裂・孤立化）など、顕著になってくる。（表面上、充実した学校生活を送っているように見える生徒も含めて）生徒らの行動や表情の裏にある心の叫びを敏感に察知するために、積極的に生徒とかかわりを持つ（生徒の発信しているSOS見逃さない）。

[実施日時]

第 1 回目 5 月 2 7 日（月）～ 6 月 7 日（金） 1・2・3 学年

第 2 回目 11 月 1 8 日（月）～ 2 9 日（金） 1・2・3 学年

※上記以外に、各学年いじめアンケート後、個別面談を実施して下さい。

※面談会場は指定しません。担任の先生方のやりやすい場所で実施をお願いします。

[実施上の手順と留意事項]

- ①放課後・昼休み・始業前を利用して、一人当たり 5 分以内と時間を決めて、全員と個人面談を実施する（名簿順等で）。
- ②全員の面接時間は 5 分以内と統一し、時間を厳守するが、必要な者については別途時間をとって個別面談を継続する。
- ③「説教」や「指導」ではなく、生徒が話しやすい・相談しやすい雰囲気の中で行う（共感的に生徒の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドであたる）。
- ④第 1 回目の個別面談は、新年度当初の高校生活の状況を聞きながら、何か不安や悩み、困っていることがないかを探る。新 2・3 年生は、前年度から成長した点や、本人が今よくできていることを指摘し、ほめて伸ばすことも効果的である。
- ⑤第 2 回目は、学校生活の状況を聞きながら、その時点での高校生活の状況を聞きだしていく。
- ⑥いじめアンケートに気になる記述のあった生徒については、慎重に生徒の気持ちを聞きだす。別途時間をとって個別面談を継続する（命に関わること以外の秘密は絶対に守ることを前提に）。必要ならば、クラスメート全員にクラスの状況をさりげなく聞いていき、情報を集める。
- ⑦ささいなことでも気になる情報があった場合は、学年会・関係部署で検討し、必要ならば保護者とも相談し、早期に連携しながら対応を進める。

お願い

- ・例年行っている 5 分間個別面談ですが、担任の先生方が一番やりやすいやり方で個別面談をやってもらえれば良いと考えています。
- ・一番大事なことは、どんなに忙しくともこの時期に全員と必ず面談する事、そして 5 分以内で行う事です。
- ・どんなに些細な事でも、少しでも気になる生徒の情報や本人の様子があれば、「報告」・「連絡」・「相談」・「記録」を徹底しながら各学年を中心として、該当生徒の支援・指導を継続して行ってください。

いじめ早期発見チェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 朝いつも誰かの机が曲がっている | <input type="checkbox"/> 教職員がいないと掃除がきちんとできない |
| <input type="checkbox"/> 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする。 | <input type="checkbox"/> グループ分けをすると特定の生徒が残る |
| <input type="checkbox"/> 班にすると机と机の間に隙間がある | <input type="checkbox"/> 特定の生徒に気を使っている雰囲気がある |
| <input type="checkbox"/> 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう生徒がいる | |
| <input type="checkbox"/> 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある | |
| <input type="checkbox"/> 些細なことで冷やかしたりするグループがある | |
| <input type="checkbox"/> 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている | |

いじめられている生徒

《日常の行動・表情の様子》

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 活気はなくおどおどし、話す時不安な表情をする | <input type="checkbox"/> わざとらしくはしゃいでいる |
| <input type="checkbox"/> 下を向いて視線を合わせようとしていない | <input type="checkbox"/> 顔色が悪く、元気がなく、暗い表情になる |
| <input type="checkbox"/> 早退や一人で下校することが増える | <input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が多くなる |
| <input type="checkbox"/> 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる | <input type="checkbox"/> とくどき涙ぐんでいる |
| <input type="checkbox"/> 忘れ物が多くなったり、提出期限が守れなくなる | <input type="checkbox"/> 周囲が何となくざわついている |
| <input type="checkbox"/> 常に周囲の行動を気にし、目立たないようにする | <input type="checkbox"/> 発言を強要され、突然個人名が出される |
| <input type="checkbox"/> 悪口を言われても言い返さず、愛想笑いをする | <input type="checkbox"/> にやにや、にたにたしている |

《授業中・休み時間》

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 発言すると冷やかされたり、周囲がざわつく | <input type="checkbox"/> 一人でいることが多い |
| <input type="checkbox"/> グループ決めの時に孤立しがちである | <input type="checkbox"/> 教室へいつも遅れて入ってくる |
| <input type="checkbox"/> 学習意欲が衰退し、忘れ物が増える | <input type="checkbox"/> 教職員の近くにいたがる |
| <input type="checkbox"/> 決められた座席と違う場所に座っている | <input type="checkbox"/> ひどいあだ名で呼ばれる |
| <input type="checkbox"/> 遊びだと友人とふざけているが、表情がさえない | <input type="checkbox"/> 不真面目な態度、ふざけた質問をする |
| <input type="checkbox"/> 特別親しくない生徒といっしょにトイレから出てくるが続く | |

《昼食時・清掃時》

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 弁当を一人で食べていることが多い | <input type="checkbox"/> 昼休みになると教室から離れる |
| <input type="checkbox"/> 笑顔がなく、黙って食べている | <input type="checkbox"/> いつもゴミ捨てや雑巾掛けの当番になっている |
| <input type="checkbox"/> 自販機等でたかられている様子が見られる | <input type="checkbox"/> 目の前にゴミを捨てられる |
| <input type="checkbox"/> 他の生徒の机から机を少し離している | <input type="checkbox"/> 一人で離れて掃除をしている |
| <input type="checkbox"/> 購買等に行かされている様子が見られる | <input type="checkbox"/> 掃除をさぼることが多くなる |

《その他》

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる | <input type="checkbox"/> 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる |
| <input type="checkbox"/> 持ち物が壊されたり、隠されたり、散乱している | <input type="checkbox"/> 理由もなく成績が突然下がる |
| <input type="checkbox"/> 部活動を休むことが多くなり、やめるといいだす | <input type="checkbox"/> 衣服が汚れたり、髪が乱れたりしている |
| <input type="checkbox"/> ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている | <input type="checkbox"/> 顔や手足にすり傷やあざがある |
| <input type="checkbox"/> けがの状況と、本人の言う理由が一致しない | <input type="checkbox"/> 必要以上のお金を持ち、友人におごる |
| <input type="checkbox"/> 作文や提出物への気になる表現や記述がある | <input type="checkbox"/> 道端や公園で一人でポツンとしている |
| <input type="checkbox"/> コンビニなどでおごらされている | |

《家庭で》

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 学校に行きたがらない、転校したい、やめたい | <input type="checkbox"/> 電話に敏感。友人からの電話の口調が丁寧に |
| <input type="checkbox"/> 先生や友人を批判する | <input type="checkbox"/> 食欲がなく、寝つきが悪く、眠れない日が続く |
| <input type="checkbox"/> イライラしたり、落ち着きがなくなる | <input type="checkbox"/> 金遣いが荒くなり、家庭から物や金を持ち出す |
| <input type="checkbox"/> 衣服の汚れが見られたり、よくケガをしている | <input type="checkbox"/> 外に出たがらない |
| <input type="checkbox"/> 学用品や所持品を紛失したり、壊されている | <input type="checkbox"/> 親の学校への出入りを嫌う |
| <input type="checkbox"/> 友達のことを聞かれると怒りっぽくなる | |

いじめている生徒

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 多くのストレスを抱えている | <input type="checkbox"/> 悪者扱いされていると思い、ムキ、乱暴になる |
| <input type="checkbox"/> あからさまに教職員の機嫌を取る | <input type="checkbox"/> 特定の生徒にのみ強い仲間意識を持つ |
| <input type="checkbox"/> 教職員によって態度を変える | <input type="checkbox"/> 教職員の指導を素直に受け取れない |
| <input type="checkbox"/> グループで行動し、他の生徒に裏で指示を出す | <input type="checkbox"/> 他の生徒に対して威嚇する表情をする |
| <input type="checkbox"/> 活発に活動するが他の生徒にきつい言葉を使う | <input type="checkbox"/> 友人との会話の中に差別意識が見られる |
| <input type="checkbox"/> 金品や物の貸し借りを頻繁に行っている | <input type="checkbox"/> 仲間同士が集まり、ヒソヒソ話をしている |
| <input type="checkbox"/> 教師が近づくと、急に仲の良いふりをする | <input type="checkbox"/> 教師が近づくと、集団が不自然に分散する |

【 年 組 番 氏名 】

いじめの状況聞き取りシート

日 時	月	日 ()
場 所		
誰 が直接加わった人		
周りで見ていた人		
止めようとした人		
その他の人		

概 要

具体的な状況図

--

状況説明

番号	相手の言動	自分の言動	自分の感情
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

いじめ加害生徒への指導方法

- ・間違っただけの思い込み＝『いじめはいじめられる側にも問題がある』では、いじめられる子自身が変わればいじめはなくなるのか？いじめられるような弱点を克服したとしても、いじめのターゲットが替わるだけである。
- ・いじめは「いじめられる人間」がいて起こるのではなく、「いじめる人間」がいて起こる。いじめられる側に別の行動を選択する力が身につくこと、これがいじめをなくす鍵である。
- ・また、いじめられる側は多くの場合、何らかの問題やストレスを抱えているが、しかし、それを完全に排除するのは難しい。そこで何が無くなったら、いじめをしなくなるのかではなく、何を加えたらいじめをしなくなるかを考える必要がある。

①いじめの加害生徒への聞き取り

- ・物事の善悪をいじめられる側に説明しても効果は薄い。では、どうすればよいのか？
- ・まず、具体的にどのような行為をしたか、時系列で5W1Hをていねいに1つひとつ聞き取り、そのときの状況がしっかりと想起できるようにする。

②自分の心の動きを明らかにさせる。

- ・個々の場面での本人の気持ちを明らかにし、その時どう思い、どう感じていたかを聞き、特に怒りや悲しみといった感情を自分の言葉ではっきりと示させ、内省させるきっかけとする。
- ・いじめられる側の特徴として、「人の気持ちを想像し共感することに」欠けている場合が多い。そこで教師自身がいじめられる側の子どもの気持ちを想像し共感していく作業こそが求められる（いじめの肯定ではない）。
- ・常習的にいじめを行っている生徒は、反発したり弁解したり指導に納得しない場合もあるが、その場合、行為のみ捉えて非を指摘しても、不快な思いをしたということしか残らず、それは新たないじめに向かう可能性もある。その場合、いじめられる側の「気持ち」と「行為」とにわけた指導が必要である。
- ・いじめられる側のストレスを聞き出すこと、その際にそんなことをしたら駄目だろうと言いたい気持ちを抑えて、根気良く気持ちを引き出すことが大事である。

「いじめた時どんな気持ちだったか」

⇒「スカッとした」

「それはどうして」

⇒「ストレス解消になった」

「いじめるときといじめない時では気持ちはどう違うの」

⇒「いじめるときはイライラしているときかな」

「誰でも八つ当たりしたくなる時はあるよね、君もそんな感じかい」

⇒「たぶんね」

「どんなことが君をイライラさせたの」

- ・自分の気持ちを十分に受け止めてもらえた、理解してもらえたという気持ちは、人の気持ちを理解することや自尊心を高めることにもつながる（いじめ防止）。

③いじめ被害生徒の気持ちを想像させる。

- ・被害者は、個々の場面でどんな表情でどんな言葉をどんな態度で言っていたか、また自分が同じ立場だったらどんな気持ちができるかなどを手がかりにする。
- ・いじめる側は、質問されてはじめてこれらのことに思いを致す場合が多い。
- ・いじめる側がいじめという言葉に敏感に反応し、いじめじゃないと言い張る場合は「相手が嫌な気持ちになった行為」と言い換えて指導する手もある。もし「その位のことは嫌ではない」と言い張るのであれば、自分も同じような行為をされて我慢している場合もある。自分がされたことが無いか確認して、その上で人の感じ方は人それぞれであることを納得させる。
- ・いじめという行為が相手にどういう気持ちをもたらしめているのか考えさせるが、その際「被害生徒側も笑っていた」と主張し、あまり罪の意識を感じていない場合は、「笑顔の下の絶望」に気付かせることが大切である（直視できない苦しみに面すると、人は受け入れられずに笑顔になることもある）。
- ・常習的ではなく悪気も無い場合は、最初に被害者の気持ちを伝えるだけで反省する場合もある。その際には、被害者の保護者の気持ちを伝えたり、担任の気持ちを伝え、それによりさらに事の重大さを認識させる（自分の犯した行為が相手はもちろんのこと、その家族や先生を苦しめているという現実を実感させることが肝要である）。
- ・常習的で悪質ないじめをする生徒に対しては、いじめが続くとどんなことがおきるかを想像させ、その際にいじめる側にとって最悪のシナリオを想像させることで、いじめの被害が大きければ大きいほど、加害者にとっても辛い状況になることを分からせる。じっくりと時間をかけ、いじめることが悪であるということを実感させることがいじめを止めさせる第一歩である。

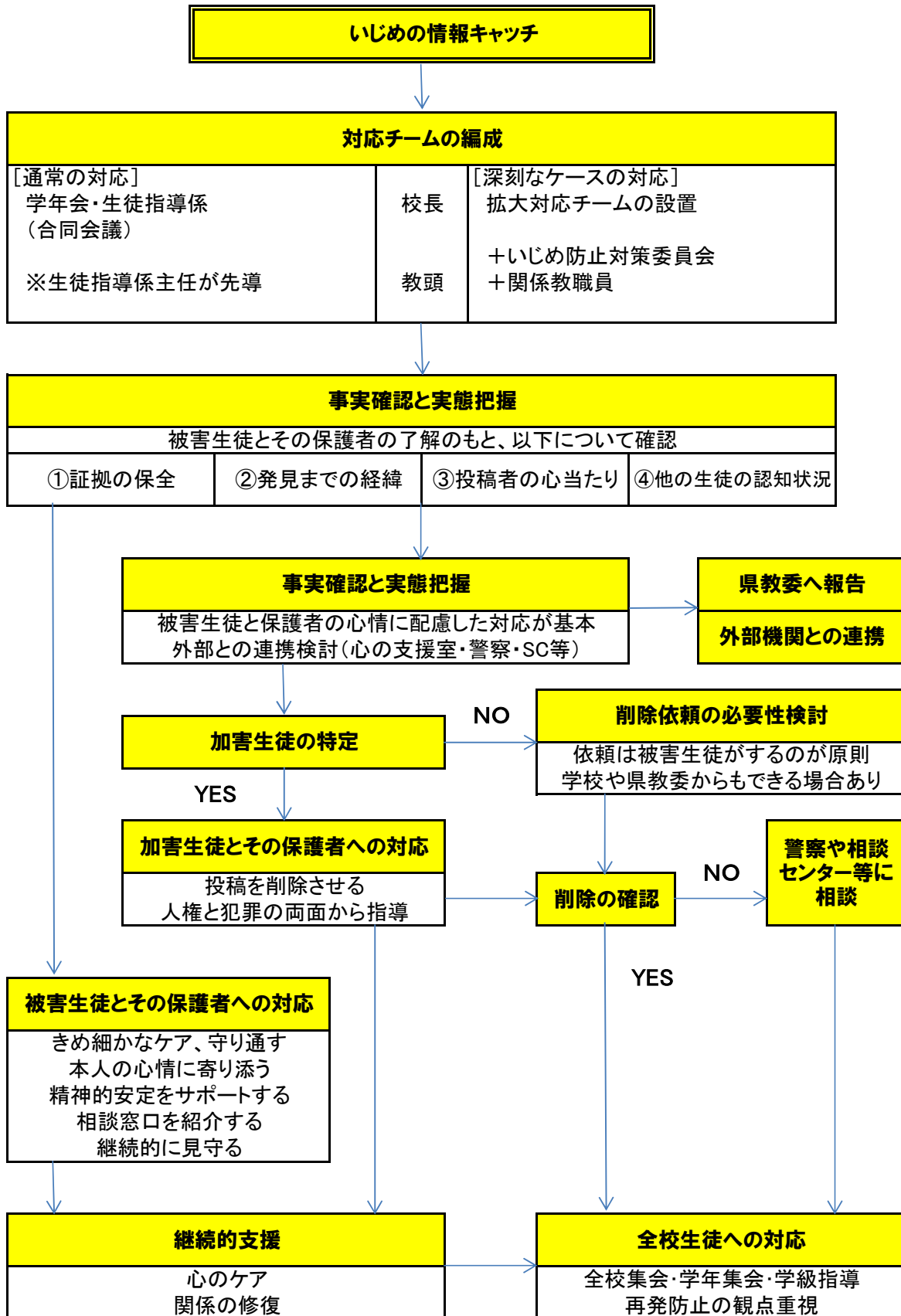
④行動の陰に隠れている本来の目的と、自らの取るべき責任について考えさせる。

- ・いじめという方法を取る代わりに自分はどんなことをしたいのか、同じ事を繰り返さないために何に気をつけて生活しなければならないのか、どうしたら傷付けてしまった人の心を楽にできるのかを話し合う。
- ・本人の考えを聞くことを中心として深めていく。
- ・いじめる側の多くの人はずっと後悔している。いじめは相手も自分にも心に傷付ける行為であるということを理解させ、「君の事を大切に思っているよ、だからいじめはやめなさい」と大人が愛情を持って諭し、接していくことが大切である

⑤約束を実行していくのを見守る。

- ・④で今後の課題がはっきりしたら具体的な行動レベルの約束をする（決意文）。
- ・反省解除後も、約束を実行しているかを定期的に確認し、できていることを承認し励ます。約束が実行できていないときは、別の方法を一緒に考えながら、継続して指導していく。

ネット上いじめへの対応手順

**相談窓口**

- ☆長野県警 生活安全部 サイバー捜査課
- ☆違法・有害情報相談センター
- ☆法務省「こどもの人権110番」
- ☆長野県教育委員会 心の支援課

026-233-0110(県警代表)
<http://www.ihaho.jp/>
 0120-007-110
 026-235-7436(生徒指導係)